船橋市3歳未満児幼稚園定期預かり事業のご案内

保育が必要な満 3 歳未満のお子様を対象に一部の幼稚園で定期的な預かりを行います。実施園は 3 歳児以降の預かり保育の体制も充実しており、幼稚園でも長時間の預かりを利用することが可能です。

1. 利用できるお子様

船橋市在住の満 3 歳未満（利用開始月の 1 日時点の年齢）で保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を船橋市から受けたお子様。

※利用中のお子様が 3 歳の誕生日を迎えた場合は、当該年度末まで継続利用可能です。

2. 利用の流れ

① 実施幼稚園の見学

幼稚園の雰囲気や教育・保育の内容、預かりの時間帯、募集人数、実費負担等をご確認ください。

② 実施幼稚園に利用申込み

③ 市に必要書類を提出

※必ず先に幼稚園に申込書類を提出し、その後に市に必要書類を提出してください。どちらか一方への提出だけでは、利用申込みを完了したことにはなりませんのでご注意ください（必要書類は P.2 以降をご参照ください）。

※実施幼稚園及び市への申込締切日について

利用希望月が
5 月～1 月・・・利用希望月の前々月の 25 日
2 月・3 月・4 月（1 次申込み）・・・12 月 25 日
4 月（2 次申込み）・・・2 月 25 日

締切日が実施幼稚園の休園日または市役所の閉庁日の場合は、その前日が締切日となります。

※利用開始月の前月末までに船橋市に転入予定がある場合は他市在住であっても申込み可能です。

※定員を超える申込みがあった場合は、保育の必要度の高い順に受入れいたします。なお、保育の必要度に関わらず、幼稚園が受入れが難しいと判断した場合は不承諾となることがあります。

④ 市から教育・保育給付認定可否決定通知書を発送

※3 歳未満児幼稚園定期預かり事業の利用可否決定通知ではありません。事業の利用可否は後日実施幼稚園から通知されます。

⑤ 実施幼稚園から利用決定・利用開始

利用希望月の前月 20 日頃に実施幼稚園から利用の可否が通知されます。利用決定者は利用希望月の 1 日から利用することができます。

3. 実施園

実施園	住所	実施日・時間	電話番号	定員	ホームページ
古和釜幼稚園	松が丘 4-32-1	月～金　8:00～18:00	047-464-3030	満 1 歳　6 名 満 2 歳　12 名	
みどり台幼稚園	緑台 2-6	月～金　9:00～18:00	047-448-3311	満 2 歳　6 名	
英進幼稚園	みやぎ台 3-10-10	月～金　8:00～18:00	047-448-7066	満 2 歳　6 名	
船橋ひかり幼稚園	二子町 498	月～金　7:30～19:00	047-335-5998	満 1 歳、満 2 歳 計 12 名	

※月額保育料・実費負担・休園日等詳細は実施幼稚園に直接お問い合わせください。

各実施園の月額保育料（給食費込み）は 37,000 円以内です。（船橋ひかり幼稚園は給食の提供はありません。）

※市民税非課税世帯の場合、事前に市から施設等利用給付認定を受けることで保育料（給食費除く）が 42,000 円の範囲内で無償化されます（手続きの詳細は P.4 のお問い合わせ先までご確認ください）。

4. 必要書類

幼稚園に提出するもの　※複数園併願する場合は、幼稚園ごとに提出が必要です。

①　各幼稚園が作成する利用申請書
②　船橋市3歳未満児幼稚園定期預かり事業　申込みに関する確認事項
③　その他、幼稚園が必要とする書類　　※幼稚園にご確認ください。

保育入園課に提出するもの　※複数園併願する場合でも、1 部のみで可。

④　船橋市教育・保育給付認定申請書**(3 歳未満児幼稚園定期預かり事業利用希望者用)**
⑤　マイナンバー確認書類　　※マイナンバー確認書類についてをご参照ください。
⑥　保育を必要とする事由を確認するための書類　　※P.3 をご参照ください。
⑦　該当する場合のみ必要となる書類　　※P.4 をご参照ください。

【注意事項】

- 必ず保育入園課指定の書類(①と③を除く)に記入のうえご提出ください。
- 保育所等を併願する場合や申請中である場合は、⑥と⑦の書類を省略できる場合があります。詳しくは保育入園課にお問い合わせください。
- 園と市のそれぞれに必要書類の提出が必要です。申込締切日までに一方にしか提出がない場合は、利用申込みをしたことにはなりません。
- 書類の提出後に確認事項がある場合などは、ご連絡の上で新たな書類の提出を依頼します。
- ご提出いただいた書類は一切返却できません。必要であれば提出前にご自身でコピーをしてください。
- 消せるボールペン等、書き換え可能な筆記具は使用しないでください。
- 記入漏れがある場合はお返しします。

マイナンバー確認書類について

本人確認として、**マイナンバー確認書類**と**身元(実存)確認書類**をご用意ください。

■　**マイナンバー確認書類**(正しいマイナンバーであることの確認)

≪対象者≫　申請する児童、保護者

・個人番号カード

・有効な通知カード　※住所・氏名・性別・生年月日すべてが住民票に記載の事項と一致しているもの

・マイナンバーが記載された住民票の写し

・マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書

■　**身元(実存)確認書類**(マイナンバーの正しい持ち主であることの確認)

≪対象者≫　申請に来た保護者

・個人番号カード

・運転免許証

・パスポート

・身体障害者手帳

・精神障害者保健福祉手帳

・療育手帳

・在留カード

・特別永住者証明書　等

※代理人が申し込む場合は、保育入園課に必要書類を確認してください。

5. 保育を必要とする事由について

≪対象者≫ (1)児童と同居している父 (2)児童と同居している母

申請にあたり、保護者が、次の**保育を必要とする事由に該当するか**確認させていただきます。

1. 月64時間以上の**就労**をしている
2. **病気**や**怪我**のため、または精神や身体に**障害**がある
3. 親族の**介護**や**看護**をしている
4. 震災、風水害、火災その他の**災害の復旧**にあたっている
5. **求職活動**(**起業準備**を含む)を継続して行っている
6. **就学**をしている(学校教育法に規定された学校等や職業訓練校における職業訓練)
7. **出産の前後**である
8. きょうだいの**育児休業中**や**育児休暇**(就労先が認めた法令に基づかない育児のための休暇)中である

保育を必要とする事由を確認するための書類・認定される期間

事由	必要書類	認定期間
月64時間以上の就労	●**就労証明書(指定様式)** ※ 雇用予定でも可。 ※ 保育所等を利用できた際の就労内容を就労先が記入する(個人事業主を除き、就労者自身の記入は不可)。	就労証明書に記入された雇用期間 (無期雇用者や原則契約更新の有期雇用者の場合は2歳児クラスの年度末まで)
疾病、**負傷**、**障害**	**介護保険被保険者証** ★**主治医の意見書** ①保護者等疾病用 **障害者手帳の写し** ※ 上記のうち提出可能であるものを選択してください。 ※「介護保険被保険者証」は、保護者自身が要介護認定を受けている場合にご提出ください。	疾病が治癒した月の末日、もしくは障害者手帳の有効期限月の末日等まで
親族等の介護・看護	(ア)と(イ)、両方の書類を提出。 (ア)**介護保険被保険者証**または ★**主治医の意見書** ①保護者等疾病用 (イ)**介護・看護状況説明書** ※「主治医の意見書 ①保護者等疾病用」の裏面にあります。	介護や看護が不要になった月の末日まで
災害復旧	(ア)と(イ)、両方の書類を提出。 (ア)★**罹災証明書** (イ)**状況説明書**	災害復旧の従事を完了した月の末日まで
求職活動・起業準備	**なし**	効力発生日(認定日)から90日目が属する月の末日まで
就学	(ア)と(イ)、両方の書類を提出。 (ア)★**在学証明書** (イ)**授業時間数や日程のわかるカリキュラム**	卒業(修了)日を迎える月の末日まで
妊娠・出産	**母子健康手帳の写し** ※ 父母の氏名及び分娩予定日の記入ページの写しをご提出ください。	出産予定月の2か月前から(多胎妊娠の場合は4か月前から)出産後56日目を迎えた月の末日まで
きょうだいの育児休業(休暇)	●**就労証明書**または **育児休業証明書** ※ 就労先が発行した「育児休業証明書」に、会社名、保護者氏名、育児休業期間が記載されていない場合には、「就労証明書」をご提出ください。	就労先が認めた育児休業(休暇)の終了を迎える月の末日まで。ただし、育児休暇は最長で子が2歳になる月の末日まで

該当する場合のみ必要となる書類　≪対象者≫父、母、申請児童、申請児童の兄弟姉妹、祖父母

対象者の状況	必要書類
保護者のいずれかが、船橋市内の保育所等、認可外保育施設、幼稚園、もしくは市の関連施設で右記の資格を持ち、保育士等として月64時間以上勤務する場合	**保育士証の写し** **幼稚園教諭免許状の写し**
保護者が、自営業（個人事業主）の場合 ※法人格を有している場合を除く	**開業届出書の写し・確定申告書の写し・業務委託契約書　等** ※ 直近の年度分の船橋市の市民税において、営業収入または農業収入の区分で、収入額０円以外で申告していることが確認できる場合は省略可。
保護者が、法令に基づかない育児のための休暇を就労先が認め、復職のために利用申込みする場合と、現在は退職していて、出産直前まで就労していた会社に再雇用されるために利用申込みする場合	**●就労証明書** ※ 就労証明書の備考欄に、就労先が法令に基づかない育児のための休暇を認めている旨及び休暇期間、短縮の可否の記入があるもの ※ 出産直前まで就労していた会社に再雇用される場合は、「再雇用予定日」、「退職日」、「保育所等の利用承諾時の再雇用日繰り上げの可否」の記入があるもの
申請児童が、障害者手帳等を所持している場合	**障害者手帳・療育手帳の写し、特別児童扶養手当受給者証の写し、障害児児童通所支援受給者証の写し（いずれかを提出）**
申請児童が、利用希望日時点で月64時間以上認可外保育施設を利用している場合	**保育施設利用証明書** ※ 利用開始日、月の利用時間がわかれば、施設と結んだ「利用契約書の写し」でも可。
市外の保育園を利用している申請児童が、転入してくる場合	**在園証明書** ※ 保護者の保育事由が出産・育児休業・求職中以外に該当する場合にご提出ください。
申請児童が、利用中の認可外保育施設等が閉鎖される場合	**施設の閉鎖がわかるもの**
保護者が、倒産・整理解雇により失業し、利用希望日時点で離職日の属する月の翌月から3か月を経過していない場合	**解雇通知・離職票等** ※ 失業日、失業理由等を確認できるもの
市内または近隣市（市川市・鎌ケ谷市・八千代市・白井市・習志野市）に居住の65歳未満の祖父母がいるが、就労等（求職活動中・育休中以外）の理由で保育できない場合	**該当する事由・必要書類は保護者と同じ（P.3 参照）** ※ 対象者となる祖父母全員分の書類が必要。
保護者が、親族等の介護・看護以外の事由で利用申込みしているが、親族等の介護・看護もしている場合	**必要書類は親族等の介護・看護と同じ（P.3　参照）** ※ ただし、（ア）については児童通所支援の通所受給者証または障害福祉サービス受給者証でも可。
里親委託が行われている場合	**里親認定登録通知書（里親再認定登録更新通知書）、養育委託書（両方を提出）**
保護者が、ひとり親の場合（離婚）	**離婚届受理証明書**または**戸籍謄本** ※ 離婚成立日と親権者が記載されているもの
保護者が、ひとり親の場合（未婚）	**戸籍謄本** ※ 児童の父母の欄が確認できるもの ※ 外国籍の方は独身証明書
保護者が、離婚調停中で配偶者と別居している場合	**申立書の写し、呼び出し状、事件係属証明書（いずれかを提出）**
保護者が、再婚して申請児童と養子縁組している場合	**戸籍謄本** ※ 児童との養子縁組が確認できるもの
保護者が、外国籍で、特定活動の在留資格で、就労、求職活動での申込みの場合、または就労不可の資格の場合	**特定活動における指定書の写し**または**資格外活動許可内容のわかる在留カード**
保護者が、海外収入があった場合	**海外での収入がわかる給与支払証明書等** ※ 給与支払証明書等がない場合は、保育入園課にご相談ください。
申請児童と祖父母が同じ住所だが、家屋が別（二世帯住宅を除く）の場合	**それぞれの登記簿謄本（登記事項証明書）**または**固定資産税の決定通知**
他の市区町村から転入してくる予定の申請の場合	**※必要書類は保育入園課までお問い合わせください。**

・●のついた書類の有効期限は利用希望日（各月１日）から1年以内です（内容に変更がある場合を除く）。
（例）令和8年4月1日利用希望→令和7年4月2日以降に発行されている場合は有効
・★のついた書類の有効期限は申込日から半年以内です（内容に変更がある場合を除く）。
（例）令和7年10月15日に利用申込（園に書類を提出）…令和7年4月16日以降に発行されている場合は有効
・利用調整基準の点数は利用希望月の締切日時点の点数で調整します。

○お問い合わせ・ご提出先
〒273-8501　船橋市湊町2丁目10番25号　　船橋市　保育入園課
①3歳未満児幼稚園定期預かり事業全般について（事業係）　047-436-2329
②保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）について（入園係）　047-436-2330